市政への市民参加推進委員会における会議及び会議録の取り扱いについて（案）

資料２

市政への市民参加推進委員会の会議及び会議録については、次のとおり取り扱うこととします。

１　会議の取り扱い

三田市情報公開条例に基づき、市長等が置く附属機関が行う会議については、原則公開になります。当委員会は、市長の附属機関であり、会議の公開が義務づけられます。

ただし、公開することにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」等の場合は、委員会の決定により非公開とすることができます。

２　会議録の取り扱い

(1)会議録は、三田市情報公開条例に基づき、非公開情報を除いて公開され、下記の事項を記載し作成します。

① 会議の名称
② 開催の日時及び場所
③ 出席した委員の氏名、欠席した委員の氏名
④ 出席した庶務職員の職及び氏名
⑤ 意見陳述等のために出席した者の氏名
⑥ 傍聴者の人数
⑦ 議題
⑧ 会議の内容(主な意見、結論等)
⑨ 会議の公開・非公開の区分
⑩ 使用した資料の名称
⑪ 連絡先
⑫ その他必要と認める事項など

(2)会議録に記録する発言等の内容についてはその要点を記録し、発言者名の取扱いについては「委員長」「副委員長」「委員」等職名のみ記載します。

(3)会議録は、ホームページ等において公開します。

(4)会議録の作成に当たっては、出席委員へ確認したのち、会長又は部会長が内容の確定を行うこととします。

(5)オンライン形式で審議会を開催した場合の会議録の取扱いについても上記と同様とします。

＜三田市情報公開条例抜粋＞

第 30 条　実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1)　第 7 条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2)　省略

⇒第 7 条第 5 号　実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの